

神戸市立小学校給食調理等業務委託事業者募集要領

平成 30 年 6 月

神戸市教育委員会事務局健康教育課

第1	件名	1
第2	目的	1
第3	プロポーザルの概要	1
1	事業名	1
2	契約期間	2
3	委託業務の内容	2
第4	プロポーダル参加資格	3
第5	委託事業者選定スケジュール	4
1	募集要領の配付	4
2	プロポーダル参加資格の審査	5
3	プロポーダル参加資格の喪失	6
4	現地見学会	6
第6	参加資格・募集要領等に係る質問および回答	7
1	提出期限	7
2	提出方法	8
3	電子メールのタイトル	8
4	質問の提出先	8
5	質問の到着確認に関する問い合わせ先	8
6	回答の公表	8
第7	提案書等の提出	8
1	提出書類	8
2	提案書等作成要領	9
3	提案にかかる要件	10
4	提出期間、提出方法及び提出場所	11
5	ヒアリングの実施	11
第8	選定	12
1	選定方法・審査基準	12
2	選定結果の通知・公表	13
第9	その他	13
1	費用及び提出書類の取り扱い	13
2	本市からの提示資料の取り扱い	13
3	その他	13

第1 件名

神戸市立小学校給食調理等業務委託

第2 目的

この要領は、平成 31 年 4 月からの神戸市立小学校給食調理等業務の委託に際し、安全・安心な給食を提供するため、提案方式（プロポーザル方式）により、応募者からの提案書類及びヒアリングにより総合的に評価し、最も優れた事業者を契約候補者として選定するための、必要な事項を定めるものとする。

第3 プロポーザルの概要

1 事業名

- (1) 神戸市立小学校給食調理等業務委託事業（19-Aブロック）
- (2) 神戸市立小学校給食調理等業務委託事業（19-Bブロック）
- (3) 神戸市立小学校給食調理等業務委託事業（19-Cブロック）

※提案はブロックごとに行うものとし、(1)～(3) のすべて又は一部のみの提案も可とする。

業務の履行場所及び食数

【19-Aブロック】

学校名	住所	食数／日
本山第二小学校	東灘区西岡本 1 丁目 3 番 1 号	1,181
成徳小学校	灘区備後町 1 丁目 3 番 1 号	994

【19-Bブロック】

学校名	住所	食数／日
東舞子小学校	垂水区舞子台 4 丁目 10 番 1 号	1,015
小東山小学校	垂水区小東山 7 丁目 868 番地の 362	1,102

【19-Cブロック】

学校名	住所	食数／日
東町小学校	西区学園東町 5 丁目 5 番地	1,007
井吹東小学校	西区井吹台東町 5 丁目 32 番地	1,063

※食数は平成 30 年 4 月時点

(1) 履行日

給食実施日は契約履行期間内で、土曜、日曜、国民の祝日、長期休業日及び学校行事による給食休止日を除いた日を原則とする（年間 189 日程度）。

上記のほか、学校代休日の食品の受け取り、長期休業中の給食施設・設備の清掃・消毒・点検及び給食開始準備を行うこと。また、市の指定する連絡会等へ出席する場

合、保護者や次年度入学予定児童等を対象とした試食会等を実施する場合には対応すること。

(2) その他

食数は、児童数の増減等により変動する。

2 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

【備考】

但し、業務の履行状況を毎年審査し、契約の解除事由に該当するなど重大な問題がなければ、最長 5 年（最終期限：平成 36 年 3 月 31 日）まで、継続して契約を行う。

なお、本市の歳出予算において、減額又は削除があった場合はこの限りでない。

3 委託業務の内容

(1) 委託業務

- ア. 衛生管理の日常点検
- イ. 食品の検収・保管、報告等
- ウ. 調理作業工程表・作業動線図の作成
- エ. 調理業務
- オ. 配缶業務
- カ. クラス分け業務
- キ. 給食当番児童への補助
- ク. アレルギー対応食の調理・配缶業務
- ケ. 保存食の採取等
- コ. 検食の配膳等
- サ. 教室訪問・給食試食等業務
- シ. 食器具等の洗浄・消毒・保管業務
- ス. 廃棄物等の処理・管理等
- セ. 給食施設・設備の日常点検等
- ソ. 給食施設の清掃等
- タ. 上記業務に付帯するその他必要な業務

【参考】本委託業務に含まれない主な業務

- ①献立作成
- ②栄養指導
- ③食品の選定・調達
- ④調理施設・設備の設置・改修・修繕

(2) 委託業務の仕様

「神戸市立小学校給食調理等業務委託仕様書（共通）」及び「学校別仕様書」（以下、「仕様書」という。）の通り。

なお、委託業務の履行にあたっては、仕様書及び「神戸市立小学校給食衛生・調理業務マニュアル（自校調理委託校用）」「神戸市学校給食衛生管理基準『給食室の衛生について』」「学校給食ノロウイルス対応マニュアル」等及び学校給食に関する法規、食品衛生、公衆衛生に関する関係法規、通達、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」等（以下、「神戸市立小学校給食衛生・調理業務マニュアル（自校調理委託校用）等」とする。）を遵守すること。また、学校給食及び給食調理業務の高度の公共性を認識し、教育委員会及び学校と緊密な連携を図りつつ、安全かつ衛生的・安定的に給食を供給するよう最善の努力を払うこと。

第4 プロポーザル参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。※1

1 単体企業の場合

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 事業者及びその代表者が直近 1 年間の国税及び地方税について滞納していないこと。
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団などの排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止措置を受けていないこと。また、他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 5 年以内に、500 食以上の学校給食調理業務を 3 年以上継続して受託した実績があること。
- (6) 1 年以内に、500 食以上の学校給食調理業務を受託していること。
- (7) 神戸市教育委員会との連絡調整を速やかに行うために、兵庫県内又は近隣府県に本社、支社、事業所のいずれかを本委託事業の受託開始までに有していること。
- (8) 過去 3 年の間に、食品衛生に関し営業禁停止処分を受ける等、重大な事故を起こしていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (9) 経営状況が窮境にある者（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定がされている者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く）でないこと。
- (10) 過去 3 年の間に、神戸市との契約において契約の解除事由に該当したことにより本市との契約を解除されていないこと。

- (11) 食品衛生法第 52 条に規定する「飲食店営業の許可」を受けていること。
- (12) 食品衛生監視票の採点が 80 点以上であること。
- (13) 下記のマニュアルが作成されていること。
 - ①文部科学省「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年 4 月 1 日）及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 29 年 6 月 16 日）に基づく集団給食における「衛生管理マニュアル」
 - ②異物混入等衛生事故の対応に備えた「危機管理マニュアル」

2 共同企業体の場合

下記に掲げる要件を全て満たす構成員 2 社による自主結成とし、共同企業体協定書を締結していること。（本市との連絡は、代表事業者 1 社が行う）

- (1) 構成員の出資比率（又は分担業務比率）は、30%以上とすること。
- (2) 代表事業者の出資比率（又は分担業務比率）は、構成員中最大とすること。
- (3) 代表事業者は、「第 4 プロポーザル参加資格」1 の(1)～(13)を満たすこと。その他の構成員は神戸市内に本店を有し、学校給食(※2)又は特定の人を対象とする集団給食事業(※3)を営んでおり、同じく 1 の(1)～(4)及び(8)～(11)を満たすこと。
- (4) 構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本プロポーザルに参加していないこと。
- (5) 単体企業で参加資格を得た者が、その後代表事業者となり、提案書の提出期限までに上記の要件を満たす共同企業体を結成し、「第 5 委託事業者選定スケジュール」2 (1) エの提出書類を提出した場合は、これを認めるものとする。

※ 1 基準日は「プロポーザル参加申込及び参加審査申請書」の提出日とする。

但し、申請書の提出日以降に「第 4 プロポーザル参加資格」に掲げる資格要件を満たさなくなったときは参加資格を喪失する。

※ 2 学校給食法第 3 条に規定する、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

※ 3 健康増進法の厚生労働省令で定める特定給食施設で給食を提供しているもの、または神戸市食品関係営業許可等に関する取扱い要綱第 10 条の規定により届出されている施設で給食を提供しているもの

第 5 委託事業者選定スケジュール

1 募集要領の配付

- (1) 配付期間 平成 30 年 6 月 8 日（金）から平成 30 年 6 月 27 日（水）まで
- (2) 配付方法
神戸市教育委員会事務局健康教育課で配付を行う。

(3) 配付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所3号館7階
神戸市教育委員会事務局健康教育課

2 プロポーザル参加資格の審査

(1) プロポーザル参加申込兼資格審査申請書等の提出

前述 第4の要件を満たしている者で、本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加申込及び参加資格審査の申請を行わなければならない。

ア. 提出期限 平成30年6月29日(金)17時まで

(土日祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ. 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法にて上記指定時間内に指定する場所に必着のこと。

ウ. 提出場所

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市教育委員会事務局健康教育課(神戸市役所3号館7階)
電話: 078-322-5790

(持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。)

エ. 提出書類(各1部)

既に神戸市契約規則第3条の2により有効な資格認定を受けている場合は、②⑬⑭の提出を省略することができる。

- ①プロポーザル参加申込兼資格審査申請書(様式1)
- ②法人登記簿謄本(平成30年4月1日以降に発行された正本)
- ③代表者印鑑登録証明書(平成30年4月1日以降に発行された正本)
- ④委任状(代表者以外の者が申請する場合)及び使用印鑑届(代表者印鑑以外の印を使用する場合)(様式1-2)
- ⑤定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑥事業経歴書(様式2)
- ⑦業績報告書(様式3)

但し、次の書類を添付すること。

ア. 「第4 プロポーザル参加資格」1(5)及び(6)を証する学校給食調理等業務を受託した際の契約書の写し((5)については3年分の契約書の写し)。

イ. 当該学校調理食数が500食以上であることが証明できる仕様書等

【上記書類を紛失した場合等は、受託時の自治体の証明書をもってこれに替えることが可能】

- ⑧飲食店営業の許可書の写し(上記⑦アの契約にかかるもの)
- ⑨直近1年以内の食品衛生監視票

※500食以上の学校給食調理業務受託分で取得しているものすべて

※いずれの業務も取得していない場合は取得する旨の誓約書(「様式7」の12)を提出したうえで、提案書提出期限までに提出すること。

⑩財務状況に関する以下の書類

- ・直近3ヵ年分の貸借対照表
- ・直近3ヵ年分の損益計算書又は収支計算書

⑪⑩に係る財務監査資料(公認会計士・監査法人の監査報告書、附属明細書等)

⑫資本関係・人的関係調書(様式4)

⑬国税の納税証明書(同証明書「その3の3」[法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明])(平成30年4月1日以降に発行された正本)

⑭地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書(様式5)

⑮神戸市内に支店・営業所等がある場合は、その法人市県民税の納税証明書

⑯暴力団等の排除に関する誓約書(様式6)

⑰プロポーザル参加資格確認書(様式7)

⑱共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体結成届出書(様式8)

⑲共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体協定書の原本証明した写し(任意様式)

但し、共同企業体での参加を希望する場合は、全ての構成員について上記提出書類を提出することとし、「その他の構成員」については、⑦業績報告書のうち、集団給食事業を営んでいる場合はそのことを証明できるものを提出すること。

(2) 参加資格の審査及び通知

プロポーザル参加資格は提出された書類により審査し、その結果は審査終了次第、随時通知する。参加資格がないと認定された者には、前記通知にその理由を示す。

3 プロポーザル参加資格の喪失

プロポーザル参加資格の確認結果の通知後、プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第4の資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第5の2(1)エに定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

4 現地見学会

プロポーザル参加申込兼資格審査申請書の提出があった事業者に対し、次のとおり現地見学会を実施する。なお、現地見学会実施日以前に参加資格がないと認定されたものは対象外とする。

ブロック	学校名	日 時
19-A	本山第二小学校	平成 30 年 7 月 25 日 (水) 午後 1 時～3 時
	成徳小学校	平成 30 年 7 月 25 日 (水) 午後 3 時～5 時
19-B	東舞子小学校	平成 30 年 7 月 26 日 (木) 午前 10 時～12 時
	小東山小学校	平成 30 年 7 月 19 日 (木) 午後 3 時～5 時
19-C	東町小学校	平成 30 年 7 月 26 日 (木) 午後 1 時～3 時
	井吹東小学校	平成 30 年 7 月 26 日 (木) 午後 3 時～5 時

※留意事項

- ①平成 30 年 7 月 17 日 (火) 午後 5 時までに「現地見学会参加申込書」(様式 9)により当日の参加者を報告すること。
- ②参加者は、当日、必ず検便の検査結果(直近 1 ヶ月以内)、清潔な白衣・帽子・上履き・名刺を持参すること。
- ③施設見学は自由とするが、設備機器等には手を触れないこと。
なお、施設見学時には特に説明は行わない。また、質問に対しては後日まとめて文書により回答を行う。
- ④必ず公共交通機関を利用すること。付近の道路への駐車は絶対にしないこと。
(公共交通機関のご案内)
 - ・本山第二小学校：JR 摂津本山駅下車 徒歩 10 分
 - ・成徳小学校：JR 六甲道駅下車 徒歩 5 分
 - ・東舞子小学校：JR 舞子駅下車 徒歩 14 分
 - ・小東山小学校：地下鉄学園都市駅より市バス 53 系統
小東山 6 丁目下車 徒歩 10 分
 - ・東町小学校：地下鉄学園都市駅下車 徒歩 15 分
 - ・井吹東小学校：地下鉄西神南駅より 徒歩 15 分
- ⑤学校内では神戸市職員の指示に従うこと。
- ⑥東舞子小学校及び小東山小学校は、夏季休業中に給食室の改修工事を行うため、工事前の設備の見学となる。両校については改修後の図面を現地見学会当日に提供し、8 月 20 日以降に改修後の現地見学会を実施する。
成徳小学校は、空調設置工事中となるが、現地見学会は 7 月 25 日のみとする。

第 6 参加資格・募集要領等に係る質問および回答

プロポーザル参加資格・募集要領・仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。

1 提出期限

平成 30 年 8 月 10 日 (金) 午後 5 時まで

2 提出方法

質問書（様式 10）に記入して、電子メールにて提出すること。また、到着確認の電話連絡を行うこと。（土日祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

3 電子メールのタイトル

参加資格、募集要領に関する質問は「神戸市立小学校給食調理等業務委託（資格・募集要領）【事業者名】」とすること。

委託仕様書、提案書等に関する質問は「神戸市立小学校給食調理等業務委託（仕様書等）【事業者名】」とすること。

4 質問の提出先

電子メール：edu-kenkou@office.city.kobe.lg.jp

5 質問の到着確認に関する問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市教育委員会事務局健康教育課

電話：078-322-5790

6 回答の公表

質問に対する回答方法として、参加資格及び募集要領（審査基準に関するものを除く）に関する質問については、随時回答を行うものとする。また、委託仕様書及び提案書等の質問については、平成30年8月17日（金）までに、プロポーザル参加者に対し、質問提出期間内に受領した質問内容及び回答を順次、電子メールにて送信する。

なお、質問した事業者名は公表しない。また、参加資格等に関する質問については、原則として公表しないものとする。

第7 提案書等の提出

1 提出書類

プロポーザル参加資格の確認の結果、参加資格を有する旨の通知を受けたプロポーザル参加者は、「2 提案書等作成要領」を参照のうえ、次に掲げる書類を提出すること。

提出部数は、正本1部のほか、(2)～(5)については副本14部を提出すること。

(1) 提案書（様式11）

(2) 事業経歴書（様式12）

※様式2に直近決算値等必要事項を追記したもの

- (3) 企画書（様式 13）
- (4) 人員配置予定表（様式 13 付表 1）
- (5) 業務代行者 事業経歴書・業績報告書（様式 13 付表 2）
 ※業務代行予定者より神戸市教育委員会事務局健康教育課あて直送も可とする。
- (6) 見積書（様式 14）

①ア、イの各期間

ア. 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

イ. 平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日

②①のアの見積上限額は、以下のとおりとする。

ブロック	学校名	見積上限額（税抜）
19-A	本山第二小学校・成徳小学校	55,000千円
19-B	東舞子小学校・小東山小学校	58,000千円
19-C	東町小学校・井吹東小学校	57,000千円

- (7) 「第 4 プロポーザル参加資格」 1 (13) に示す以下のもの

①衛生管理マニュアル

②危機管理マニュアル

- (8) 業務代行者関係資料（様式 13 付表 2 添付資料）

- ・直近 3 ヶ年の、①貸借対照表、②損益計算書又は収支計算書、③財務監査資料
- ・500 食以上の学校給食の調理業務を受託した際の契約書の写し(10 年以内)
 ない場合は集団給食施設で調理業務を受託した際の契約書の写し(10 年以内)
- ・衛生管理マニュアル（独自で作成している場合）

※業務代行予定者より神戸市教育委員会事務局健康教育課あて直送も可とする。

2 提案書等作成要領

- (1) 説明は、専門用語を多用していない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。
 分かりにくい提案書等は評価できないことがある。
- (2) 副本は、社名及び社名が推定できるロゴ・キャラクター・本社所在地・電話番号・代表者名等を一切記載しないこと。表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも一切記載しないものとする。
- (3) 仕様書に記載されていない項目で、追加の提案がある場合は、企画書の最後に「その他-追加提案」として記載すること。なお、提案の内容により、追加提案としてではなく、既設項目に含めて評価することがある。
- (4) 複数ブロックの提案を行う場合は、共通項目はまとめて記載するものとする。
 提案書、事業経歴書、業務代行者 事業経歴書・業績報告書、衛生管理マニュアル、危機管理マニュアル、業務代行者関係資料は、全ブロック共通とする。
 企画書は、全ブロックに共通する内容については、先頭に【共通事項】とした上でまとめて記載し、各ブロック固有の内容については、【19-●ブロック】と

ブロック名を記載した上で、ブロック毎に分けて記載すること。

(5) 見積書及び人員配置予定表は、ブロック毎に作成すること。

(6) 提出資料は特に指定がない場合は片面印刷とすること。

3 提案にかかる要件

提案及び業務の履行にあたっては以下の要件を満たすものとする。

(1) 次の各号の人員を契約時及び履行期間を通じて確保できること。

○確保すべき人員体制

項目	(1) 総人員		
		①業務責任者	②業務副責任者
本山第二小学校	7名以上	1名	1名
成徳小学校	6名以上	1名	1名
東舞子小学校	7名以上	1名	1名
小東山小学校	7名以上	1名	1名
東町小学校	7名以上	1名	1名
井吹東小学校	7名以上	1名	1名

ア. 総人員

本業務に従事する人数は、上記に示す人数を各校に配置するものとする。

イ. 正社員

正社員は、常勤とし調理師若しくは栄養士の資格を有するものとする。業務の履行に当たり、各学校に正社員（調理業務従事者）のうちから業務責任者及び業務副責任者を、それぞれ1人ずつ定めるものとする。

なお、業務責任者及び業務副責任者は、特別な事情がない限り、1年間を通じ当該校で調理業務に従事するものとする。やむを得ず変更する場合は、当事者間で十分に業務の引継ぎを行い、業務に支障をきたすことのないようにしなければならない。また、日々の業務時間のすべてに従事すること。

①業務責任者

業務責任者は、調理師若しくは栄養士の資格を有し、食数500食以上の学校給食調理業務経験が3年以上ある者、又は食数500食以上の学校給食調理業務の業務責任者経験が1年以上あるもの、又は神戸市がこれと同等と認める者とする。

業務責任者は、調理業務全般を所掌し、施設の衛生管理、従事者の指揮監督及び学校との連絡調整の任にあたる。また、特別な事情がない限り、業務の履行中は当該校において業務に従事すること。

さらに、業務責任者は、火元・防災責任者として、給食施設の火気の使用に関する管理・監督を行うほか、給食室内の消火器の位置及び使用方法等の従事者への周知その他防災に関する業務を行い、学校長の定める防火管理者から防火管理業務に

ついて指示があった場合は、その指示に従うものとする。

②業務副責任者

業務副責任者は、調理師若しくは栄養士の資格を有し、学校給食又は集団給食施設で給食調理業務の経験が2年以上ある者、又は学校給食調理業務の業務責任者経験が1年以上あるもの、又は神戸市がこれと同等と認める者とする。

業務副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が不在のときは、その任務を代行するものとする。

- (2) (一財)神戸市学校給食会(平成30年9月に(公財)神戸市スポーツ教育協会より事業移管)が調達する食品を使用し調理業務を行うこと。
- (3) 本業務委託者である市の各小学校給食室の施設・設備・備品等を用いて調理等業務を遂行すること。
- (4) 業務の履行が困難となった場合に、業務契約を継続して行うことができる以下の条件を満たす業務代行者を確保すること。
 - ア) 過去10年以内に500食以上の学校給食又は集団給食施設で調理業務を受託した実績があること。
 - イ) 過去3年の間に、食品衛生に関し営業禁停止処分を受ける等、重大な事故を起こしていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
 - ウ) 経営状況が窮境にある者(会社更生法に基づく更生手続き開始の決定がされている者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く)でないこと。

4 提出期間、提出方法及び提出場所

(1) 提出期間

平成30年8月23日(木)から平成30年8月31日(金)まで(土日祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法にて上記指定時間内に指定する場所に必着のこと。

(3) 提出場所

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市教育委員会事務局健康教育課(神戸市役所3号館7階)

電話: 078-322-5790

(持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。)

5 ヒアリングの実施

提案書等の提出日以降に、神戸市役所庁舎内等にてヒアリングを実施する。またヒアリングは、企画提案の書面だけでは分かりにくい部分を補足するために行うもので

あって、既提出の提案書等に新たな要素を追加、修正することは認めない。

説明を円滑に行うための資料の配布は認めるが、提案書等と異なり評価時の正式書類としては扱わない。

プロジェクター等を使用する場合は、ヒアリングの1週間前までに申し出ること。

内容に不明な点がある場合は改めて質問を送付するので、速やかに回答を行うこと。

- (1) 開催日時(予定) ※詳細な日時等は、提案書等提出日以降に通知する。

平成30年9月18日(火)から平成30年9月28日(金)

- (2) その他

原則として、少なくとも1名は契約締結後に業務責任者を予定している者が出席し、説明等を行うこと。

第8 選定

1 選定方法・審査基準

応募事業者から提出される提案書、見積書等を踏まえ、審査委員会を開催した上で、本市で審査基準に最も適合していると認められる事業者を契約候補者として選定する。審査項目や内容、配点は下表の通りとする。

なお、最低基準点として50点を設定する。最低基準点を下回り、応募事業者が受託事業者として求められる水準に達していないと判断される場合は、当該事業者は失格とする。

審査項目	内容
応募事業者に関する項目 20点	<ul style="list-style-type: none">法人等の事業内容、組織、財務状況、事業実績、活動拠点学校給食調理等業務の受託実績 等
給食調理等業務に関する項目 70点	①学校給食調理等業務の受託に対する考え方・抱負、業務に対する理解 等
	②給食調理等体制 <ul style="list-style-type: none">組織、人員配置、勤務体制、雇用形態、資格者の状況調理従事者等の資質維持向上のための方策 等
	③衛生管理体制 <ul style="list-style-type: none">献立に応じた作業工程表・作業動線図等の作成プロセス異物混入や食中毒予防の具体的な方策(実績含む)調理従事者等の健康管理、衛生教育の方策アレルギー対応 等
	④危機管理体制 <ul style="list-style-type: none">食中毒、災害、調理設備トラブル、停電等緊急事態への対応方針、具体的対応方策支援を期待できる協力体制業務代行者の事業内容、財務状況、事業実績 等

審査項目	内容
	⑤調理技術の向上、調理の工夫に向けた取り組み、学校給食の充実に向けた提案（特別給食等）
	⑥食教育への関わり
見積り金額	10点
合計	100点

2 選定結果の通知・公表

選定結果については、平成30年10月中旬に参加者全員に通知するとともに、神戸市ホームページに公表する。

第9 その他

1 費用及び提出書類の取り扱い

- (1) 本提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。また、本市は、これらの書類を神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。
- (3) 本市は提出された参加資格確認申請書等、提案書等を参加資格確認審査、提案審査以外の目的で、プロポーザル参加者に無断で使用しない。
- (4) 本市受理後に提出された参加資格確認申請書等、提案書等の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
- (5) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。

2 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することや部外者提供・閲覧させることはできない。

3 その他

- (1) プロポーザル参加者は、この募集要領等を熟読し、遵守すること。
- (2) プロポーザル参加者は、選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (3) 「プロポーザル参加申込兼資格審査申請書」の提出後、参加を辞退する場合は書面にてその旨を速やかに神戸市教育委員会事務局健康教育課まで連絡すること。